

平成29年12月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成29年11月27日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
412-1	9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情（陳情）	「平和って何だ」伊那谷代表 角 憲和	総務文教委員会	
412-2	受動喫煙防止法に関する陳情（陳情）	一般社団法人日本禁煙友愛会 会長代行 中島 重治	社会委員会	
412-3	保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める陳情（陳情）	長野県民間保育園経営研究懇話会 会長 森 裕	社会委員会	
412-4	「非核平和都市宣言のまち」の看板設置についての陳情（陳情）	新日本婦人の会 伊那支部長 荒 恵子	総務文教委員会	
412-5	種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情（陳情）	上伊那農民組合 代表者 竹上 一彦	経済建設委員会	
412-6	米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情（陳情）	上伊那農民組合 代表者 竹上 一彦	経済建設委員会	

(4 1 2 - 1) 9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情（陳情）

自民党は衆院選での圧勝を受けて、公約に掲げた改憲4項目が支持されたとばかり、来年の通常国会でその発議をめざす構えです。公約はしかし、自衛隊明記など項目の羅列だけで中身は自民党草案との関係性などまったく不明です。そもそも原案ができていない、党内議論も選挙後という段階の生煮え以前といった公約は、改憲の自己目的化、改憲ありきの姿勢がより露わになりました。そういう「改憲案」が国民多数に支持されたとはとうてい言えず、またほぼ国民の半数は9条改憲に反対しています。国民の関心も相対的にかなり低い状況における「改憲」はその機にあらず。国民を賛否で分断しかねない改憲ありきの発議は見送るべきと考えます。

改憲対象の4項目自体にも反対です。その理由は9条への自衛隊明記を中心に以下のとおりです。

- 1 改憲の動機ないし理由は「憲法学者の7割が違憲なので自衛隊員が気の毒」ということですか。隊員約24万人への同情は主権者たる国民の意向とはまったくかけ離れたもので、理由にもならず論外です。
- 2 どのように自衛隊の追加を記述しようが、それによって9条2項は完全に死文化します。自衛隊は、憲法より後につくった前身の保安隊にはじまる合憲化によって「最小限度の実力組織」と解釈されてきたものの、完璧な軍隊です。それを追加すれば、1項の戦争放棄の根拠をなす2項の戦力の不保持と交戦権の否認に真っ向から反してしまいます。追加の後法が優先するという法解釈による反対もありますが、これが最大の問題です。
- 3 さらに自衛権行使の戦争を容認することになります。2項の交戦権は国家の戦争する権利です。国家の自衛権行使もその交戦権の発動です。そういう交戦権の否認は1項の戦争放棄が自衛権行使の戦争もできないことを意味しています。ゆえに自衛隊の追加は1項の戦争放棄も死文化させます。これが憲法制定時に吉田首相も国会で明言した9条の正しい理解、そして9条の初志にして初心です。

4 以上から9条そのものの死文化が明らかです。その結果、集団的・個別的を問わずフルスペックの戦争が可能になり、平和主義を大前提として成り立つ憲法は完全に死に体化します。

なお、内容は不明ながらその他の項目についても簡単に触れておきます。緊急事態対応を自民党草案より見れば、主たる対象と見られる他国の武力攻撃に対する国家緊急権は、そもそも戦争を想定していない平和主義の憲法と根本的に矛盾するため成り立ちません。大規模災害も、東日本大震災における被災自治体首長の大半が既存法で対応可能としています。内容の核心というべき内閣に立法権を掌握させる独裁的権限の付与は、自由・人権の制限や国民への協力義務が強制できるようになり、憲法の機能停止による民主主義の破壊を招来します。また、教育の無償化と参院選挙区の合区解消は一般法や選挙制度改革で十分対応できると考えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、自民党改憲案による発議に反対されますよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(412-2) 受動喫煙防止法に関する陳情（陳情）

WHOの「たばこ規制枠組み条約」の取り組みに対して、我が国は努力義務に甘んじていて、世界からの遅れが指摘されています。

先進諸国ではすでに喫煙に対して罰則付きの法案の作成や、喫煙の害を訴えるたばこのパッケージ・デザインの採用などの取り組みがなされております。

たばこの有害性が明らかになっても、我が国では国による積極的な禁煙取り組みがなされていないのが現状であります。

国会で厚生労働大臣は、「受動喫煙がなければ年間に15,000人の命が助かる」と答弁しております。

以上のことから、貴議会におかれましては、国民の生命・健康を守るため食堂や居酒屋等を原則禁煙とする受動喫煙防止法が次期国会において可決成立するよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(412-3) 保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める陳情
(陳情)

2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし2年が経ちました。子どもが育ち、人格形成の重要な時期に保育士が果たしている役割はとても重要となっています。しかし、ご承知のように保育士の給料は、一般的な職業と比較しても月10万円程度低いと言われ、保育士になり手が無いのが実情です。専門的な勉強をしても、保育士に魅力を感じる事が出来ない学生が増えているとも聞きます。その理由の一つに給料の問題があることも事実です。

国は平成29年度より「ニッポン一億総活躍プラン」において「キャリアアップ」の仕組みを構築し、保育士としての技能と経験を積んだ職員について、月額4万円の処遇改善を図るとしています。しかし、この仕組みは一部の職員が対象で職員全体の処遇改善にはなりません。

また、保育所職員の配置基準は一部を除き、昭和23年に決められたもので現実離れしたものです。公立・民間を問わず、国の配置基準で保育することは困難なことから、基準の1.6倍から1.8倍、多いところは2倍の職員を配置していて、その分職員の給料を低く抑えざるを得ないのが実態です。保育士の処遇改善は、国の職員配置基準の改善なくしては良くなりません。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 子ども一人一人に行き届いた保育をするために、保育士の配置基準を引き上げること。
- 2 保育士等の処遇が改善できるよう、公定価格の基本分単価を大幅に増額すること。

(4 1 2 - 4) 「非核平和都市宣言のまち」の看板設置についての陳情（陳情）

伊那市議会は、旧伊那市時代の1985年3月議会において、「非核平和都市宣言」を決議し、合併後の2006年（平成18年）の9月議会でも、改めて同宣言を決議しています。

また、1985年の宣言決議を受けて、1990年には、伊那市が「非核平和都市宣言のまち」であることを内外の人々に知らせる看板を市内3箇所に設置されました。

ところが、それらの看板は3箇所とも、いつの間にか撤去されてしまいました。私どもの聞き及ぶところでは、倒れる危険性があったとのことでした。

その後、かつて同看板があった1箇所には、「パノラマ伊那市」という看板が、初めのものと同じ装いを変えて設置されています。

ご承知のとおり、今日の国際情勢は、今年7月に国連で「核兵器禁止条約」が、国連加盟国の3分の2にのぼる国々が支持して採択され、核兵器のない世界をめざして、署名・批准の手続きが始まっています。この条約づくりにおいて、広島・長崎で被爆された国内外の被爆者のみなさんの長年の訴え、証言などが、世界中の人々の非核への願いを強くしたことが採択された条約にも記されています。

また、今年のノーベル平和賞を反核平和の活動をしてきたICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が受賞。オスロでの受賞式には、広島・長崎の被爆者の方々や両市長が、その活動を讃えて招待されるとのことです。

一方、北朝鮮の核開発が大きな問題となり、隣国であり、海岸線に多くの原子力発電施設を保有する日本国民の不安が高まっています。

そこで、このような国際情勢にかんがみても、唯一の戦争被爆国の地方自治体にあつて、非核平和都市宣言を決議している自治体であることを誇りとし、この市に住み、または訪れる人々に向けて明示することは、核兵器のない世界に向けて、市が積極的に歩んでいることを示し、核の脅威からの決別を目指していることをアピールする、大変大切な行為であると考えます。

またそのことが、「核兵器禁止条約」を押し進める世界の大きな流れを後押し

することにもなり、併せて、上伊那全市町村の牽引車となり、非核平和行政をさらに発展させることは、広域連合長である市長を頂く伊那市の責務であると考えます。

以上のことから、市庁舎を始め、かつて看板が設置されていた場所、市町村合併により新たな市の玄関口となっている箇所などにも、容易に腐朽することのない看板を設置して下さるよう、ここに陳情いたします。

(4 1 2 - 5) 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情（陳情）

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
- 2 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

(412-6) 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情（陳情）

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移しています。

平成27～28年産米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しがたない価格水準となっています。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と、「直接支払い交付金（10アール当たり15,000円）」により稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成26年産米から10アール当たり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成30年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねません。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う岩盤対策を行い、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立すること。